

今月のトピックス

～2023年11月号～

年収の壁・支援強化パッケージについて

厚生労働省は、年収が一定額を超えると手取りが減ることから、パートタイム労働者等が就労調整をする事例がみられる、いわゆる「年収の壁問題」の支援強化パッケージを発表し、「106万円の壁」「130万円の壁」への当面の対応策を示しました。

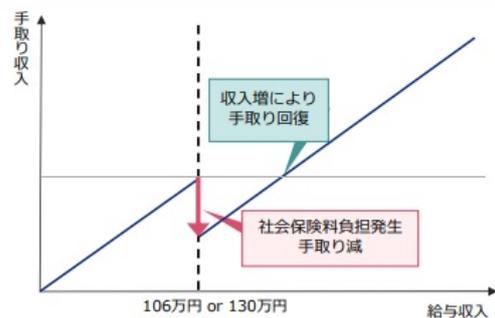
年金制度の改正が予定される令和7年度までの措置として、令和5年10月から実施していくとのこと。本稿では、厚生労働省から公表された「年収の壁・支援強化パッケージ」について、説明いたします。

本稿では、厚生労働省から公表された「年収の壁・支援強化パッケージ」について、説明いたします。

1. 年収の壁とは

厚生労働省が実施した「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」によると、会社員などの配偶者で扶養されていて保険料の負担がない「第3号被保険者（社会保険上の被扶養配偶者）」のうちおよそ4割が就労していることが明らかになっています。

第3号被保険者の手取り収入の変化（イメージ）



○従業員100人超企業 ^(※1) に 週20時間以上で 勤務する場合	→ 「106万円の壁」 ^(※2) 加入制度：厚生年金保険・健康保険
○上記以外の場合	→ 「130万円の壁」 加入制度：国民年金・国民健康保険

(※1) 令和6年10月には、従業員50人超の企業まで拡大。
(※2) 所定内賃金が月額8.8万円以上であることが要件。

就業調整の理由

配偶者がいる女性パートタイム労働者のうち、就業調整をしていると回答した者（21.8%）は、その理由として、「106万円の壁」、「130万円の壁」及び配偶者手当を意識していると回答している。（複数回答）

【被扶養者認定基準（130万円）】 一定額(130万円)を超えると配偶者の健康保険、厚生年金保険の被扶養者からはずれ、自分で加入しなければならなくなるから	57.3%
【被用者保険加入（106万円）】 一定の労働時間を超えると雇用保険、健康保険、厚生年金保険の保険料を払わなければならないから	21.4%
【配偶者の会社の配偶者手当】 一定額を超えると配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから	15.4%

(厚生労働省「令和3年パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査」)

上記のように、一定以上の収入増となった場合、新たに発生する社会保険料の負担や収入要件が定められている配偶者手当等が無支給となるなど、手取り収入が減少することを恐れ、就業調整をしている方が存在します。

これにより、本人の働く意欲が阻害され、さらには企業にとっても貴重な労働戦力を有効活用できないジレンマが常態化していました。

2. 支援強化の内容

厚生労働省は、「年収の壁・支援強化パッケージ」の中で、大きく分けて3つの対応を行うとしております。

年収106万円以上となることで、
厚生年金・健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

年収130万円以上となることで、
国民年金・国民健康保険に加入するため、
保険料負担を避け、就業調整してしまう。

「106万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方の、
厚生年金や健康保険の加入に併せて、
手取り収入を減らさない取組(※)
を実施する企業に対し、
労働者1人当たり最大50万円
の支援をします。

- (※) ・社会保険適用促進手当を支給
(社会保険料の算定対象外)
・賃上げによる基本給の増額
・所定労働時間の延長

「130万円の壁」対応

パート・アルバイトで働く方が、
繁忙期に労働時間を延ばすなどにより、
収入が一時的に上がったとし
ても、事業主がその旨を証明
することで、
引き続き被扶養者認定が可能
となる仕組みを作ります。

配偶者手当への対応

企業の配偶者手当の見直しが進むよう、見直しの手順をフローチャートで示す等わかりやすい資料を作成・公表します。

(厚生労働省「年収の壁・支援強化パッケージ」)

3. さいごに

厚生労働省が発表した具体的な施策の概要は、次の通りとなります。

- ① キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」の新設
- ② 社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外
- ③ 事業主の証明による被扶養者認定の円滑化
- ④ 企業の配偶者手当の見直し促進
- ⑤ 業務改善助成金の活用促進

同省は、この「年収の壁・支援強化パッケージ」の各対応策について、今後所

要の手続きを経た上で、関係者と連携し、着実に進めていくこととしています。
企業は、このパッケージの趣旨や制度内容を良く理解し、適切に活用していきま
しょう。

※本内容は 2023 年 10 月 6 日時点での内容です。

<監修>

社会保険労務士法人 中企団総研